○国土交通省告示第千二百四号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十五条第二項において準用する同規程第十一条の規定により、別表の建設機械の変更を承認する。

平成二十五年十二月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3－400	空気圧縮機	ＤＡＳ－410ＬＢ	デンヨー㈱

○東北地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

東北地方整備局長　小池　剛

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十九号

㈢　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
福島県耶麻郡猪苗代町大字壺楊字前浜七九番四から同町大字関都字手代浜五四番三まで	前	一七・二九～三〇・五五メートル	〇・五四三キロメートル
	後	一九・四〇～三一・三二メートル	〇・五四三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	福島県耶麻郡猪苗代町大字壺楊字前浜七九番四から同町大字壺楊字前浜六〇番一七まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月十三日

○関東地方整備局告示第四百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八王子市南浅川町四二二番一地内	前	八・五三～一三・五七メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	一二・六一～二四・九四メートル	〇・〇六〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　氷見都市計画道路事業三・五・二十一号　氷見駅地蔵町線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県氷見市伊勢大町一丁目及び地蔵町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局飯田国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

中部地方整備局長　梅山　和成

㈠　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　百五十三号　長野県下伊那郡根羽村小川地先から長野県飯田市南平地先

㈡　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　建設本部長　山森　誠司

住所　東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号

㈢　他の管理者が行う道路の管理の内容

一般国道百五十三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道百五十三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

㈣　管理の期間　平成二十五年十一月十九日から本協定の存続する日まで

○近畿地方整備局告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画都市高速鉄道事業第二百十五―一号京阪電気鉄道京阪本線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府寝屋川市桜木町、緑町、音羽町、田井西町、田井町、寿町、香里南之町、香里本通町及び香里北之町地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画都市高速鉄道事業第二百十―一号京阪電気鉄道京阪本線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府枚方市南中振一丁目、南中振二丁目、北中振二丁目、北中振三丁目、北中振一丁目、走谷一丁目、走谷二丁目、伊加賀栄町、枚方公園町、伊加賀寿町、伊加賀南町、伊加賀本町、伊加賀東町、枚方元町、堤町、三矢町及び岡南町地内

使用の部分　なし